

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に當たるときは、その翌日)

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本府事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本府事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二部長共通専決事項の欄第三号中「第十号」の下に「及び第十一号」を加え、「及び第二十一号」を「、第二十一号並びに第二十六号の二」に改め、同欄第三号の二中「第十号」の下に「、第十号の二」を加え、「及び第二十一号」を「、第二十一号及び第二十六号の二」に改める。

別表第二課長共通専決事項の欄第二号中「第一号及び」を「第一号並びに」に改め、「第十号」の下に「及び第十号の二」を加え、「及び第二十一号」を「、第二十一号並びに第二十六号の二」に改める。

別表第三人事課の項部長専決事項の欄第十一号中「第十号」の下に「及び第十号の二」を加え、「及び第二十一号」を「並びに第二十一号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

十一の一 職務に専念する義務の特例に関する規則第三条第十号、第十号の二、第十九号、第二十号及び第二十一号の事由に該当する場合における地方機関の長の職務に専念する義務の免除の承認

十一の三 職務に専念する義務の特例に関する規則第三条第二十六号の二の事由に該当する場合における職員の職務に専念する義務の免除の承認

別表第三人事課の項課長専決事項の欄第八号中「第十号」の下に「及び第十号の二」を加え、「及び第二十一号」を「並びに第二十一号」に改め、「これらの職に相当する職の職員」の下に「並びに地方機関の長」

規則

鳥取県規則第一号

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十八年一月二十三日

を加える。

別表第三地方課の項の次に用地課及び生活課の項として次のように加える。

用地課	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一) 第六条第一項の規定による土地の買取りの協議を行なう地方公共団体等の決定及び買取りの協議を行なう旨の通知	公有地の拡大の推進に関する法律第十九条第二項の規定による土地開発公社に対する業務等に関する報告の要求又は立入検査
(二) 第六条第三項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知	公有地の拡大の推進に関する法律第十九条第二項の規定による土地開発公社に対する業務等に関する報告の要求又は立入検査
(三) 第十条第二項の規定による土地開発公社の設立の認可	公有地の拡大の推進に関する法律第十九条第二項の規定による土地開発公社に対する業務等に関する報告の要求又は立入検査
(四) 第十四条第二項の規定による土地開発公社の定款の変更の認可	公有地の拡大の推進に関する法律第十九条第二項の規定による土地開発公社に対する業務等に関する報告の要求又は立入検査
(五) 第十八条第二項の規定による土地開発公社の予算等の承認	公有地の拡大の推進に関する法律第十九条第二項の規定による土地開発公社に対する業務等に関する報告の要求又は立入検査

生活課	不當景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一) 第九条の二の規定による事業者に対する違反行為を取りやめるべきこと等の指示	不當景品類及び不当表示防止法第九条の四第一項の規定による事業者等に対する景品類等に関する報告の要求又は立入検査
(二) 第九条の三第一項の規定による公正取引委員会に対する適当な措置をとるべきことの要求	不當景品類及び不当表示防止法第九条の四第一項の規定による事業者等に対する景品類等に関する報告の要求又は立入検査

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「第一号及び」を「第一号並びに」に改め、「第十号」の下に「及び第十号の二」を加え、「及び第二十一号」を「、第二十一号並びに第二十六号の二」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

(附則)

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができる。

鳥取県告示第六十九号

昭和四十七年七月十一日付けで米子市石井三五五番地米子市南部土地改良区から申請のあつた成実・尚徳地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

三 終了年月日
昭和四十七年十二月十八日

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

鳥取県告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業第二・二・十九号永楽公園

三 事業施行期間

昭和四十八年一月二十三日から昭和四十八年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市永楽温泉町地内

鳥取県告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づく

き、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

米子市

鳥取県告示第七十三号

二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画公園事業第二・二・九号旗ヶ崎公園

三 事業施行期間

昭和四十八年一月二十三日から昭和四十八年三月三十一日まで

四 事業地

米子市旗ヶ崎字住吉地内

鳥取県告示第七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、昭和四十八年一月二十三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年一月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申 請 人 の 住 所 及 び 氏 名	道 路 の 位 置 の 指 定 場 所	道 路 の 幅 員 及 び 延 長
八頭郡若桜町大字 糸白見二二〇ノ一 葛田 昌男	鳥取市桜谷字上土居七九ノ二、八 一ノ一・八一ノ七の一部、八一ノ 六、七九ノ二地先水路	幅員 四・六〇メートル 延長 三五・〇〇メートル

昭和48年1月23日 火曜日

鳥取県公報

教育委員会告示

鳥取県教育委員会印

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和48年1月11日

鳥取県教育委員会秘書課 薩 聰 明 謙

一 日時 昭和48年1月11日 午後十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会秘書課

三 議題 (1) 市町村教育委員会教科課の承認(ア)ト

(2) もの他

4 受講手数料

(1) 受講手数料 800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

5 受講申請書の提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5の規定により、危険物取扱者講習を次のとおり実施する。

昭和48年1月23日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 講習の日時及び場所

(1) 昭和48年2月5日前10時から 鳥取県中部総合事務所

2 (2) 昭和48年2月7日前10時から 鳥取県府

(3) 昭和48年2月9日前10時から 鳥取県西部総合事務所

3 講習の種類

甲種、乙種危険物取扱者講習

3 受講手続

(1) 受講申請書の受付期間

昭和48年1月22日から1月27日まで(郵送による場合は、1月27日までの消印のあるものは有効とする。)

(2) 提出書類

危険物取扱者受講申請書

4 受講手数料及びその納付方法

(1) 受講手数料 800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。
受講申請書の提出先
鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課
6 その他
受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。